

令和7年度読み聞かせ講座実施要領

1. 事業の目的

子育てサークルや幼稚園、保育所、児童養護施設、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校等に本の読み聞かせ活動をしているグループ（以下「読み聞かせグループ」という。）を講師として派遣し、読み聞かせの効果・方法に関する解説や実演指導、又は、読み聞かせグループの設立や運営に関する助言指導等を行うことにより、地域・家庭における読み聞かせ活動の普及及び読み聞かせグループの育成を図る。

2. 講座受講の対象

読み聞かせに関心がある子育てサークル等の団体・グループや、幼稚園、保育所、児童養護施設、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校等（以下「団体等」という。）。

3. 経費

派遣に要する経費のうち、講師の謝金、旅費については、県の負担とする。

4. 講師

講師は、別に県が認めた県内の読み聞かせグループとする。また、講師の人数は1回の派遣につき4人を上限とする。

5. 派遣回数

実施期間中の派遣回数は20回程度とする。

6. 派遣申請方法

講師の派遣を希望する団体等は、実施のおおむね1ヵ月前までに、インターネット申請専用フォームにより佐賀県県民環境部まなび課長（以下「県まなび課長」という。）に申請するものとする。

7. 派遣依頼

県まなび課長は、読み聞かせグループとの調整を行い、別紙様式第1号により読み聞かせグループへ講師派遣依頼を行うものとする。

8. 派遣決定

県まなび課長は、読み聞かせグループの派遣を決定した場合、別紙様式第2号により申請者へ派遣決定の通知を行うものとする。

9. 講座内容

講座内容は、次の中からインターネット申請専用フォームにより申請者が希望する内容に沿ったものとし、詳細については、申請者と読み聞かせグループの双方で調整を行う。

- ・読み聞かせの効果又は方法に関する解説や実演指導
- ・読み聞かせグループの設立や運営に関する助言指導
- ・その他

10. 講座の実施時間及び開催回数

講座の実施時間については、原則1回とし、1回の派遣につき、おおむね1時間程度とする。なお、詳細については申請者と読み聞かせグループの双方で調整を行う。

11. 講座の開催

読み聞かせグループは、第9項及び第10項で決定した内容のとおり講座を開催する。

また、開催に伴う準備及び当日の運営を行う。

12. 完了の報告等

読み聞かせグループは、講座の開催後1週間以内に、別紙様式第3号若しくはインターネット専用講座完了報告フォームにより県まなび課長に完了報告を行う。

また、申請者は、講座の受講後2週間以内に、インターネット専用講座実施報告フォームにより県まなび課長に事業実施報告を行うものとする。